

省 令

◎農林省令第二十五号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五百一十号)第六條第二項の規定に基き、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十四年六月一日

農林大臣 三浦 一雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「羽田」の下に、「伊丹」を加える。

附 則

この省令は、昭和三十四年七月一日から施行する。